

第7回・第5期第3回協働契約のあり方検討部会 議事録

開催日時	令和4年（2022年）7月26日（火）18：30～19：55
開催場所	中央公民館 ホール
次 第	1 開会 2 議事 （1）作業班の実施報告 3 その他 4 閉会
出席委員	久会長、飯室委員、加藤委員、檜垣委員、足立委員、田中委員、中山委員、藤本委員、山本委員、沖野委員、上西委員、川上委員、喜多河委員、政処委員
開催形態	公開（傍聴人0名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は13名（遅れて1名参加のため、最終出席者計14名）であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は0名であることを報告した。

2 議事

（1）作業班の実施報告

事務局より、配布資料に基づき説明を行い、作業班メンバーからの実施報告後、意見交換を行った。内容は以下のとおり。

ア 作業班メンバーから追加説明はあるか。

イ 「第2回・第3回作業班 配布資料⑤ 協働事業評価シート」について。自分はやりたいと思っているが、やり方はとても気を付けないといけないと思っている。協働事業は、委託の形をとっている場合でも、スタートは様々だと思う。委託だから一括りにして「こうしましょう」というのは、乱暴である。まち協にしても自治会にしても、事業を始めた当初は、それが大事だと分かった上で始めたと思うが、人が変わっていく中で「今までやっているから、しょうがないからやる」「決まっていることだから、やる」となっていく。時には持ち出しをして、時には人間関係に影響を出しながら、それでも取り組んでいる地域の人たちが、協働の対話がきちんと出来ているか評価をするときに、市の職員や前任者、協働のパートナーからの話を受けて釈然としないままやっている中で、協働の評価は出来るのか。評価シートだけを出されて、その人の気持ちとしては「×」にしたいと思っても、「○」にしないといけないような状況になったとき、その人たちの気持ちは、どこにどのように向けてもらおうと良いのか考えてしまう。そういうことが無いように、地域で汗を流してくれている人たちの気持ちが、評価シートで折れてしまわないようにし

ないといけない。

- ウ (会長) 作業班メンバーから他に追加・補足はあるか。
- エ (意見なし)
- オ (会長) それでは、議論を行う。配布資料に基づいて進める。「第2回・第3回作業班 配布資料①」のうち、「1 (1) 話し合いの大切さ」についてのご意見は。
- カ (意見なし)
- キ (会長)「1 (2) ガイドラインのねらい」についての意見や質問、追加で議論してほしいこと、ポイント等あるか。
- ク (意見なし)
- ケ (会長) 事業者の委託業務と、市民団体の委託業務が、大きく変わるのかどうかという議論があった。市の業務をとるときは、業者登録をする。業者登録をすると、民間事業者と同じ権利が貰えるため、今は民間事業者がとっている仕事も、NPO 法人等がとることができる。まち協も法人格をとって業者登録をすると、同じ権利を貰えて、様々な業務委託を受けられる。このようなことをどこかで触れてもらおうと、市役所がやっている仕事を、市民団体やまち協がとることも出来ると思ってもらえる。業者登録をすることはそこまで難しくない。
- コ (会長) 他はいかがか。
- サ 宝塚市の中で、法人登録をしているまち協は無いと思う。これをすることによってメリットはあるが、今のまち協の運営形態を踏襲しながら法人登録は可能か。今まで市から助成金を受け取って活動しているが、それも継承しながら、法人登録をした上で指定管理などのビジネス展開が出来るのか。
- シ (会長) 銀行登録など様々な登録のときに、法人格があれば、理事長の個人名・個人印ではなく、法人名・法人印で契約出来る。理事長としては非常に楽。理事長は交代があるが、個人が責任を持って契約しなくても済む。団体として契約が出来るのはメリットを感じる。もう1点は、市役所の様々な契約を結ぶためには「法人格を有していること」という条件付きのものが沢山あるため、そういうところにも参画出来るようになる。逆に言うと、今、オープンな運営をしているのであれば、NPO 法人や社団法人などの法人格をとることは難しくないと思う。地方自治法の地縁団体も、オープンな運営をするのであれば難しくない。今の状態でも、法人格はいくつかとれると思う。メリットが多く、デメリットは極めて少ない。他はいかがか。
- ス (意見なし)
- セ (会長) 続いて、「1 (3) 評価」の話が作業班の中でも意見が分かれている。いかがか。
- ソ 市は必ず事務事業評価を行っている。市の色々な事務事業評価表を見たところ、大体1～2ページで終わっている。スペースの関係から、内容をどこまで書くか。委託事業だとしても、両者がしっかり評価した方が良いと思う。評価の段階においても、両者が一緒になって評価すると、そこもある面では協働になってくると思う。お金を頂いてきちっと事業をするなら、市と市民の両方が、どこまで出来たのか、

出来ていないのかを情報共有しながら、次のステップをどうするか考える、あるいはここで終わるといふ話も出てくるかもしれないので、きちっと評価することによって、進めるにしろやめるにしろ、納得出来るのではないかと思う。

タ (会長) 評価の必要性と、それにかかる労力の問題、両方絡み合いながら議論がされていると思う。評価が必要であることについては、あまり異論は無いと思うが、そこにかかる労力がどれだけ大変なのか、出来るだけ軽減する形で評価が出来ると納得度が上がってくると思う。大学も、文部科学省から評価をするように言われるが、先生方の中にも「何故こんな大変なことをするのか」という意見もある。ある人は、文科省が言っているからだと言われるが、それは違うと思っている。どんな仕事や活動であっても、よりよくするためには、きちんと評価をしていくことが当たり前の話だと思う。今回の場合も、それぞれの活動をよりよいものにするためには、評価が必要であることに対して異論は無いと思う。必要性を書くのか、内容まで踏み込むのか、内容の書き込み具合も議論になっていると認識しているが、このあたりはいかがか。

チ 例えば、市と市民の協働だった場合に、市の担当者は理解している上に仕事なので、順序立ててきちんと説明されると思う。それを受ける市民は、どう理解するか、どこまで理解するかということで、色々と事情が変わってくると思う。(評価は) 良いと思うが、協働の評価をして、これは協働が上手くいっていなかったとなったときに、それは市民側の責任になるのか。職員側がきちんと説明したと言っても、市民が釈然としないままやっていて、何年も経ってから「やっぱりそういうことでは無かった」ということを今までも沢山経験した。協働の作業がちゃんと出来ていなかったのではないかと考えたときに、そこで気が付かなかった、もしくは踏み込んで行けなかった市民側が悪いということになってしまうのか?と思う。丁寧にやっていないといけないと思うのはその部分。皆が色々な経験を積んだ上で(業務を)するとは限らない。くじ引きや輪番制で、代表・会長になった人たちが就くこともある。それをいきなり全て一括りにするのはすごく乱暴な気がする。(評価を)するのは良いが、やり方を気を付けないと、せっかく良い事業なのに、辛い気持ちだけが残ることになる。

ツ (会長) 少しテクニカルな問題に入るかもしれないが、河内長野市の市民活動センターの評価は、「第三者評価」も入る。協働のまちづくり促進委員会のような委員会が、第三者として評価する。市が評価して、市民活動センターの指定管理者が評価すると、お互いに違うところが出てくる。違うところが出てきたときに、第三者評価として、どちらが妥当なのか評価する仕組みをとっている。今回も、おそらく協働である限り、市役所側とパートナー側が両方評価をしてみて、ズレが無いかを確かめる。もしズレが起こった場合は、協働のまちづくり促進委員会が第三者的に、「何故このようなズレが起こったのか」「どちらがどのように変わっていけばズレが起こらないのか」そういうことを話し合う資料としても、評価シートがあると分かりやすくなると思う。業者が評価の面でも対等に評価していくとなれば、先程の

問題も軽減出来ると思う。

- テ 評価はあった方が良くも思っている。時間がかかると思うが、評価をする基準を、それぞれの対話の中で見つけていくということもあると思っている。そうするとお互いに、マイルストーンのような形で、「ここまで行っている」というのを見つけないが評価をしていく。休眠預金の助成は評価がかなり厳しい。評価基準をどうするかというところで、これまでの資金分配団体は、「行政と何回話し合いをしたか」というのを評価の中に入れていたが、私たちの資金分配団体は「(その評価は)あまりにもくだらなすぎる。もっと良い評価基準を作れないか、お互いに探っているので、また意見を言ってほしい」と言っていた。ありきたりの評価基準ではなく、その事業に関する評価基準を、それぞれの対話の中で作ることも出来るのではないかなと思う。そうすると、(評価基準を)最初に作っているから、これが出来ていないというのは期の途中で分かるので、それをどう改善していくかというところで対話が生まれ、協働で事業を進めていけるのではないかなと思う。少し手間はかかる提案だが、そういうことも考えられると思う。
- ト (会長) 休眠預金は、組織としてかなりしっかりしていないと貰えない。沢山の規約を整えておかないと、手を挙げる事が出来ない。大変ではあるが、組織としてしっかりするという意味では、良い機会だと思った。先程の意見のように、評価基準を前もって議論をして決めておくことは大賛成。後出しじゃんけんはダメ。市役所はよく後出しじゃんけんをする。最初に言っていなかったことを、途中から要求してきたり、こういう評価で見ますよと言ってきたりするが、それなら最初から言ってほしいと感じたことが何回かある。最初から、ゴールをここに持っていきましょう、こういう評価をしましょうというところまで、最初のうちに議論をしておけば、お互いに手戻りが無いので良いと思う。
- ナ 会社で働いていると、年初に必ず上司と面談して「今年は何をしよう。ここまで出来たらA査定をあげよう。出来なかったら(査定を)落とす。」といった話をする。
(契約においても)そういうことをすると、事業を委託する側も「ここまでしてほしい。こういう目的でやってほしい」、委託される側は「ここが難しいからレベルを落としてほしい」といった話も出来ると思う。市民団体もそういったところに慣れていかないと、市から委託を受ける場合でも、曖昧なやり方ではなくて、この事業はこういう目的で、ここまでお互いにやる。その上でマイルストーンが決まっているので、評価をするときにも、プラスかマイナスか、お互いにそういう面で慣れていく必要もあると思う。ボリュームは多くしないで、数項目を決めて、ちゃんと評価する。手間を少なくしながら、一方でちゃんと評価する体制が大事だと思う。
- ニ 宝塚市の行政評価のやり方は、市や業者に対して、評価委員がその結果について評価するもの。そのときに感じたのは、今回の場合は協働契約だが、「契約」である以上は、評価は絶対に必要だと思う。もう一つは、組織として、資金を受け取ってそれに対して返していくということがある。組織がしっかりしていないと、契約は成立しない。評価はしっかりする必要がある。プロポーザルを出すとき、計画目標

に対してどうかということ、実行、結果のプロセスが問題なかったか、最終的にどういう改善をすればさらに良い仕事が出来るとかということ、第三者がきちっと見る。協働契約を結ぶのであれば、手続きを簡略化するのではなく、合理的に評価をして、次に繋がるような成果を求めるのが一番良い形だと思う。そのためには、しっかりとした評価体制、あるいは評価基準、評価方式が必要だと思う。

ヌ (会長) 効果的、効率的にやっていく。逆に言うと、無駄なことはしないということ。シートを作ることそのものが目的化してしまい、精緻にすればするほど大変なことになってしまうので、そうではなくて、より効率的、効果的に評価をする。

ネ 子ども館の運営に関わっている。指定管理のため、毎年、市の指定管理制度の評価表を提出するが、ここ1～2年は、県の「児童館評価表」も提出するように言われている。何故それが必要なのか。論議が一致なくて困っている。市と契約した指定管理だから、それで良いのではないかと思うが、市が参考にしたいと言った。参考とはどういうことか。県の児童館評価表の仕組みは市と全然違う。市の指定管理制度の評価表が妥当だと思うので、市が評価表を整理しないといけないのではないかと感じている。他の事業でも、県に絡んでいたらその評価表も出すように言われているかもしれない。宝塚市の事業がどういう評価をするのか、指定管理や委託などによって違う。宝塚市が評価をひとつに統一出来るのか、という思いがある。2点目は、宝塚市のまち協は「事業型」ではなく「総合型」で運営しているので、これが今のままで法人化できるのか。NPO法人にするには、運営自体の仕組みが違うのではないかと思う。理事の配置や、会長の選出なども含めて、まち協によっても違うので、それが統一した法人化は、宝塚市の総合型では無理があるような印象を受けている。確かに、法人登録をすると他の市、県の事業もとれる。今議論しているのは、宝塚市の事業をどうするのか、ということ。

ノ (会長) 「事業評価」と「協働の評価」の2つがあって、両方とも評価をしないといけないが、書きぶりのところでも、「事業評価の問題」と「協働の評価の問題」を慎重に書き分けてもらいたい。

ハ 社会的な責任が生じるときに法人化しましょう、と話をさせてもらっている。会則については、もし、NPO法人とする場合は、NPO法人の定款を作ってもらおう。そのため、会則は変えることになると思う。ただしNPO法人は、会員になりたい人を拒むことが出来ない。例えば、家が近いので一小校区の宝梅ハウスを使いたいから会員になりたい、と言われたときに、拒むことが出来ないというのがNPO法人の特徴でもある。法人を選ぶときに、そういうところも考えてもらえたら。

ヒ (会長) それを上手くやるために、地方自治法の中で、認可地縁団体という仕組みがある。地縁なので、そのエリアの中で構成しないといけないという条件が付いている。ふさわしい法人格をとってもらえれば良いと思う。総務省も、各地で小学校単位のまち協がどんどん立ち上がっていく中で、それにふさわしい法人格を作った方が良いのではないかという議論がされているので、まち協にふさわしい「新たな法人格」が総務省から提案される可能性もある。その時まで待つというのも一つの

手だと思う。

- フ 先程の評価の話に戻るが、これまで、協働のまちづくり促進委員会で、「協働」に関するものを作ってきた。今回のガイドラインも、市民と市が「契約」という形に限ったときのガイドラインではあるが、協働事業におけるガイドラインとして作っている。評価は、「事業評価」と「協働の評価」の両方が両輪で必要という中で、「協働の評価」の部分を、このガイドラインに記載すると良いと思っている。「第2回・第3回作業班 配布資料⑤ 協働事業評価シート」の表面は、基本情報や事業の概要など簡単に書くようになっており、裏面は、協働の原則6つに関してのみ、NPO法人と行政が五段階評価をするような簡単なもの。自分のイメージとしては、この簡単な形くらいのは、市民（NPO法人）側と行政側が両方で（評価を）つけてみて、差が出た場合、例えば、市の職員はすごく良く出来たと思っていたが、市民側はあんまり出来ていない、と思っていたとすれば、どうすればいいのか次に繋げるという意味で、こういう評価があると分かりやすいと思った。これだと労力もかからないかと思い提案させていただいた。先程のご意見で、自分たちで資料を作っていくことも、とても良いと思った。協働の原則6つに限らず、例えば、対話の重要性＝「しっかりと対話出来ましたか」など、話し合う中で、こういう評価もあると良いよねと足していく。それも大変かもしれないが、将来よりよいものにしていくためには、とても良いことだと思った。協働のまちづくり促進委員会の役割として、将来、市の協働事業の評価をしていくという方向も前々から言われている。そのときに、このようなシートを協働のまちづくり促進委員会で集まるような形にして、よりよいものを作っていくための参考にするという使い方も出来るが良いと思っている。
- へ （会長）例えば、このような評価シートを一つの雛型にしなが、それぞれの事業で考えて、増やす・減らす・変更するというのも一つの案だと思う。他はいかがか。
- ホ （意見なし）
- マ （会長）今までの話を聞いて、（評価の）必要性については、異論は無いということだった。評価をどう進めていくかについては、「相互評価」で異論は無いと思う。進め方、手続きの問題では、最初の対話で評価基準をお互いに共有しておくことが重要だという話や、出来るだけ効果的・効率的な評価をやっていくという話があった。このあたりの原則論は、しっかりと書き込んでいく方向で進めてもらえると良いと思う。それから、テクニカルな問題にどこまで踏み込むのか、作業班で議論してもらい、例として示すのか、別途マニュアル（協働のマニュアル検討部会）でやってもらうのか、そこも含めて議論を続けてもらいたい。もう一つは、評価を考えると、「事業評価」と「協働の評価」を切り分けながら連携させていくことも重要だと思った。それから、「第2回・第3回作業班 配布資料⑤」について、タイトルを少し変えるだけでもっと分かりやすくなると思う。「協働『事業』評価シート」だと、事業を評価しているのか、協働を評価しているのか、少し分かりにくくなるため、「協働評価シート」にすると、協働を評価していることが分かりやすく

なると思う。ちょっとしたネーミングの違いで分かりやすさが出てくると思った。他に、全体の振り返りかその他でご意見あるか。

ミ (意見なし)

ム (会長) 引き続き作業班で作業を進めていただければと思う。

3 その他

(1) 委員より、コミュニティ末広夏祭りは、新型コロナウイルス感染者数の激増のため、今年も中止になったと報告があった。

(2) 議事以外の内容について意見交換が行われた。内容は以下のとおり。

ア 宝塚市には協働開発事業の条例(開発事業者における協働のまちづくりの推進に関する条例)がある。市と業者と地域とが一緒になって、良好な住環境を維持するというもの。開発事業者による大規模事業の中で、「自治会、近隣に対する説明」は書かれているが、「まちづくり協議会に対する説明」は書かれていないため、こちらから開発事業者に問い合わせたときに「市には相談したが、まちづくり協議会については特に指示が無かった。まちづくり協議会とは何ですか」と聞かれる。まちづくり協議会は、これだけ市の中で認知されていながら、条例の中に書かれていないため、市の担当者から、開発事業者に一切説明しない。これまでも、「まちづくり協議会を入れてほしい」とお願いしているが、このような条例は簡単に変えられないのか。これだけ宝塚市がまちづくり協議会に力を入れているのにもかかわらず、単なる地権だけではなく、まちづくり協議会として、その地域の住環境を維持するために、当然関わってもおかしくないと思う。開発事業者から何も説明を受けていないことに、すごく寂しい感じがする。そのあたりの改善は出来ないだろうか。

イ (会長) 都市計画の専門なので、整理しないといけない課題があると感じている。地権者が集まって事業を起こすとき、例えば土地区画整理事業や市街地再開発事業を進めるときも、同じようにまちづくり協議会というように呼んできた。小学校区単位のまちづくり協議会と、事業を進めるためのまちづくり協議会が同じ名称になっており、ややこしいために言葉を分けようという話をしている。その中で、あるエリアの土地を持っている方が議論して、そこのエリアをどうするかという問題のときに、その外側の方々がどこまで発言したらいいのか、という問題がある。一人一人の財産を使いながらまちづくりをしていくため、そこにどれだけの方々がどのような形で議論をしたらいいのか、切り分けておかないといけないということを、何度も経験した。JR 茨木駅前の再々開発を検討する中で、土地を持つ人の思いと、そこを利用する人の思いは、必ずしも一致しない。より多くの市民の意見を聞くためのワークショップを繰り返し開いており、それも非常に重要な意見ではあるが、最終的には地権者の財産であり、尊重しないといけないので、二段構えで進めているという話になっている。このような事業絡みの場合は、事業周辺の方と、広域の方の思いが違ったりするので、そこをどうするか。おそらく市役所の手続きでは、効率的にやろうということで、より狭い範囲の方々と合意が得られればOKを出す、

というような手筈になっていると思う。もう少し大きな範囲での話もあるのでは、という提案については、小学校の統合のときに、当事者だけで話をするのではなく、まち協がテーブルをつくって、様々な「地域の声」としてまとめていったことがあるが、それと同じように、ひょっとすると、開発の近傍の方の思いと、広域の小学校区ぐらいの方の思いは違うかもしれない。逆に、それを開発業者が聞くことによって、極々狭い利害関係で判断をしない、ということも出来るのではないかと思う。そのような場合は、小学校区単位で議論した方が、事業者にとっても良い場面があるのかなと思う。狭い範囲での合意と、より広域での「地域の将来像」への合意による二段構えでも良いと思うが、時間がかかって大変だということもあり、今は極々近傍の方となっていると思う。ここは時間をかけて議論をしていかないと、良い方向性は見つからないと思う。

ウ 中山台ニュータウンの中心に「中山ちどり」という大規模な福祉施設がある。中山桜台自治会の区域に入ったが、そのときに、市の福祉課と、中山ちどりの業者がまちづくり協議会に話しかけてきた。まちづくり協議会がリードして、自治会の意見や近隣の意見を聞くということで、業者と市の福祉課による説明会を行った。隣接した自治会は、自分のテリトリーなので意見がある。(説明会を)自治会ごとにやるのではなく、まち協が統一してやることに反対する自治会も出てくる。なぜ関係の無いまち協がやるのかと。テーマによると思うが、まず地域は、テリトリーを持つ「自治会」がメインだと思っている。隣の自治会は口出ししない。口出ししたらいけないというような不文律みたいなものがある。まち協は、調整やサポートはするが、自治会がきちんとしているところは自治会がやって、地域全体はコミュニティが見て、コミュニティの中には自治会も入っており、発言権を持っているから調整する。中山ちどりは最終的に上手くいき、オープンした。特別会員として中山桜台自治会に入り、自治会と関係を持っている。業者との関係は、地域の特性や業種による。商店街であれば、また違う話になっていたと思う。

エ 宝塚南口の駅前にタワーマンションが2棟建つ。640戸、約1,500人が住む計算。これは阪急阪神不動産の事業で、市を批判するわけではないが、市としても民間の事業ということで、特別な交渉も無い。一番の問題として「学校問題」が出てきている。今の全校生徒は1,100人で、今年の1年生が200人6クラス。児童数が100人増えると1,200人となるが、教室が全然無い。特区をつくり、マンションの住民は違う小学校に行ってもらるか、校区変更をしてもらるか、非常に厳しい選択で、このままだと「まち」が割れてしまう可能性がある。10年前にも同じような問題があり、住民が大反対して、区域の分離は出来なかった。まち協に対しての説明は全く無く、半径50m以内ぐらいの自治会にしか(説明が)無かった。まち協と有志のメンバーで、26回程度、市・阪急側とディスカッションしたが、究極的な問題についての議論はなされずに、駅前の大きなクスノキがセットバックされて残っただけで、根本的な解決は出来ていない。今さら建設を止めることは出来ないが、もっと前の段階で、市とまち協と業者が、きっちりと話し合えるようなシステムが必要に

なってくる。

- オ (会長) まち協のスタンスで、見事だと思う事例があったので情報共有したい。小学校区よりエリアが狭い、豊中駅前のまちづくり協議会で、豊中駅前のビジョンについて考えていた。駐車場が足りないため、駅前にある小学校の近くに目を付けていた。PTAから、自分たちの小学校の地下に駐車場を作るのは、安全性の問題から反対だと言われた。協議会は賛成か反対かと迫られたときに、協議会の会長が「協議会は賛成でも反対でもない。協議会という名前のとおり、皆で協議する場所であって、賛成・反対と決める立場ではないので、協議会は中立であるとしか返せない。」と見事なさばきをされた。協議会は、話し合いの機会を作り、そこで色々な方がニュートラルに対話出来る場所を作ることが必要だと思う。協議会が、色んな思いや立場の方と協議をする場面を作っていただけとありがたい。そういうさばきをしてもらえれば、事業者も参画いただけると思う。担当課も違うので、このような話が出たことを伝えて、担当課と議論してもらえればありがたい。少なくとも、まち協の存在を事業者に伝えておいてほしいという話だったと思う。これはすぐに出来ることだと思うので、誰がどのような形で関わっていくかということや、手続きの内容など難しい問題もあるが、ご検討いただきたい。
- カ 2年前に「地域ごとのまちづくり計画」が見直され、まち協が調整しながら作成したこともあり(まちづくり協議会の存在も)大分認められてきた。協議会なので、「調整する」というところに非常に意味があると感じている。先ほど、法人格をとると市の事業がとれるなどの議論があったが、とりにいくような状況では無いと思っている。今回のガイドラインは委託契約で、他の人の立場とは若干違うけれども、今後、まち協がどのような形で事業を広げるか、市(行政)と話が出来るようになるかという議論を、そういう視点からも進めていただきたいと思います。まちづくり計画も、補助金をいくら使うか考えながら計画して、出来たか出来ていないか評価しながら進めていくが、まちづくり協議会はそんなところだと思っている。
- キ (会長) このあたりも総合的に議論してもらいたい。語弊があるかもしれないが、違う言い方をすれば、まち協も自治会も法人格的な任意団体。他にも沢山の任意団体がある中で、まち協や自治会は特別に認められて、市とパートナーシップを結んでいる。それはどのような理屈・根拠なのかというところを、きちんと議論しておいていただければ嬉しい。法人格をとらずとも協働が出来るパートナーというのは、どのような根拠や論理でやるのかというところを考えてもらいたい。どのような団体と、どのような協働を結ぶことが一番良いのかも含めて(議論を)やっていただきたいと思います。契約行為は、どういう部分を契約行為にしていくのかというところも、今回を契機に整理をしてもらいたい。

4 閉会

以 上